第１の項目について

災害発生時における職員の勤務労働条件については、今後とも、条例、規則等の諸規程に基づき適切な運用に努めていく。

危険回避休暇については、近年の減災・防災の取組み等を踏まえ、各府立学校において、台風接近時等の刻々と変化する状況に、より即時的な対応が取れるよう、平成31年４月より、同休暇承認にあたっての手順を変更したところ。

第７の項目について

　職場における様々なハラスメント行為は、個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場秩序や業務の遂行を阻害する重大な問題であると認識している。

　府教育庁では、令和２年６月に労働施策総合推進法等の関連改正法が施行され、人事院においてもハラスメント関連の規則制定及び改正が行われたことを踏まえ、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する各指針について改正を行い、令和２年６月30日に府立学校校長・准校長あてに通知した。

　加えて、教職員がハラスメントを受けた経験や教育庁・学校のハラスメント防止についての取組みが予防や解決に役立っているかなどを把握するため、府立学校の教職員を対象に、「教職員間のハラスメント実態把握アンケート」を実施した。

　また、今年度の「府立学校に対する指示事項」に職場におけるハラスメントの防止を重点事項として掲げている。

　今後とも各ハラスメント指針について、教職員への周知を図るとともに実態把握に努めるなど、快適な働きやすい職場環境づくりに努めていく。

第９の項目について

　職場環境等の整備に係る合理的配慮に関しては、障がい者である職員の方からの職業生活に関する相談及び合理的配慮の申出等の相談窓口となる障がい者職業生活相談員を選任し、「大阪府教育委員会における障がい者である職員の活躍推進計画」を策定したところ。同計画に基づき、障がい者の活躍を推進するための環境整備を進めていく。

障害者の雇用の促進等に関する法律等の趣旨を踏まえ、今後とも適切に対応していく。

　障がいのある職員の勤務時間の弾力化については、令和元年10月18日より早出遅出勤務制度の対象職員に、障がいのある職員を追加したところ。

　また、障がいのある職員の休憩時間の弾力的な設定については、令和２年４月から休憩時間を分割、延長できる制度を導入したところ。

第10の項目について

　修学旅行は各学校が定める教育目標に沿って計画されるものであり、旅行先やその内容によって旅費に差が出ることは想定されるが、教職員旅費に係る予算が縮減される中、令和元年度からの修学旅行等に係る教職員旅費の配分基準を示させていただいた。

各学校において配分基準を踏まえ、実施計画を立てていただくようお願いしているところ。

限られた予算の中でも、効率的に実施できるよう、指導・助言に努めていく。

　教職員旅費については、これまでから、各校の計画額を基に必要額を確保し、予算配当してきたところ。

　令和２年度当初予算については、各校の計画額により調整した額を、各校に配当した。

なお、年度途中に執行計画に無かった急な出張等については、基本的には配当予算の範囲内で執行をお願いしたいが、予算の不足が見込まれる場合は、学校総務サービス課に相談いただければ、個別に対応させていただく。

　財政状況が厳しい中ではあるが、生徒等の安全・管理や学校運営に支障をきたさないよう検討を進めるとともに、引き続き、予算の確保に努めていく。

第11の項目について

教職員の働き方改革については、平成30年３月に策定した「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づく取組みを着実に実施していくとともに、国の動向も注視しながら、必要に応じて改善策を検討していく。

　令和２年４月には「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則等」を制定して、教職員の時間外在校等時間の上限を定めるとともに適正な管理を行い、健康及び福祉の確保を図るよう努めているところ。

　なお、具体的な取組みを進めるにあたり、勤務労働条件に関わる事項について所要の協議を行っていきたい。

　今後とも、教職員の勤務時間の適正な把握に努めるとともに、勤務時間を意識した働き方の推進に向けて取組みを進めていきたい。

テレワーク（在宅勤務）については、職員のワーク・ライフ・バランスと業務の効率的な遂行を推進するため、平成30年９月より、府立学校10校にて試行実施を開始した。

　試行実施校における利用実態を調査した結果、育児・介護中の教員への負担軽減や働き方改革に対する意識の醸成につながるなど、一定効果が見られたところ。

　そのため、令和２年４月より本格実施を行っているところであり、令和３年２月より10台の追加を予定しているところ。

　今後とも、テレワークの使い勝手、定着状況等を検証しながら、教職員のさらなる負担軽減に取り組んでいく。

　府教育庁では、府立高校の教育相談機能の充実をめざし、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを全ての府立高校に配置している。また、平成21年度より、臨床心理学を専攻している大学院生の実習を府立高校で受け入れ、生徒の心のケアを支援しているところ。

今後も引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めていく。

生徒の困難な状況の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあることから、今年度は高等支援学校５校を含む37校にスクールソーシャルワーカーを配置している。

今後、各学校に配置しているスクールカウンセラーとの連携を促進する等の取組みの成果をフォーラムなどの機会を通して共有していく。

第12の項目について

教育職員への一年単位の変形労働時間制の導入については、ニーズ等を見極め必要に応じ対応を検討することとしている。

第13の項目について

府教育委員会においては、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、大阪府立学校安全衛生協議会を設置し、教職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境を実現するために、様々な協議を重ねている。

同協議会では、「健康対策部会」「腰痛・頸肩腕症部会」の専門部会、また「健康対策部会」の下に「長時間労働健康障がい防止委員会」を設置し、ストレスチェック制度をはじめ、職員健康診断や安全衛生委員会の活性化、職員の長時間労働による健康障がいの防止などの具体的な個別の課題について、検討しているところ。

府立学校については、ストレスチェックの結果から集団分析を実施し、職場における安全衛生委員会において、職場環境改善のための資料とするよう働きかけている。

今後とも、同協議会における協議を踏まえ、快適な職場環境の形成や教職員の健康の保持増進に向けて、取り組んでいく。

第14の項目について

現在、児童・生徒が授業等で活用する学校情報ネットワーク(エンパワーメントスクールは、別途ネットワークを構築)に加えて、教職員が利用する統合ＩＣＴネットワークを整備している。とりわけ、統合ＩＣＴネットワークでは成績処理等、機微な個人情報を取り扱っているので、それぞれのネットワークを分離し、運用していただいている状況。ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた取組みが本格化する中、教員間での問合せや障がい対応など、管理業務を担っていただいている教職員には一定の負担を担っていただいていると認識している。

　また、統合ＩＣＴネットワークについて、システムの不具合により教職員の皆様に多大なるご迷惑をおかけすることとなり申し訳ない。システムの改修や監視体制の強化などの対応を行い、安定稼働に向けて取り組んでいるところ。

教育庁では、府立学校ネットワークサポートセンターを設け、各校からのシステムやネットワークについての問い合わせに対応しているところ。

　また、全校トップページに、統合ＩＣＴネットワーク及び学情ネットワークそれぞれのチームサイトを掲載し、申請手続や作業手順書、ＦＡＱ等を掲載するとともに、問合せが容易にできるよう依頼メールフォームを掲載し、ネットワークを管理されている教職員の負担軽減になるよう対応しているところ。

　併せて、今年度よりＩＣＴ支援員を配置し、希望した学校に派遣する等、府立学校への支援を行っているところ。ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた取組が本格化していく中、外部人材等の活用による支援の充実について、引き続き検討していく。

第15の項目について

オンライン授業に係る体制構築に向けた取組みを進めるにあたり、希望した学校に対してＩＣＴ支援員を派遣する等、府立学校への支援を行っているところ。ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた取組が本格化していく中、外部人材等の活用による支援の充実について、引き続き検討していく。

第19の項目について

本年度、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の措置が長期にわたったことを踏まえ、各校においては、長期休業日や週休日等を利用して授業日を確保いただいているところ。

　令和２年６月５日に通知した「令和２年度府立高等学校行事予定について」及び「令和２年度府立支援学校行事予定について」では、「令和２年度において、必要となる授業日数を確保するために長期休業日、学校創立記念日及び週休日に授業日を設定することができる。」とし、「週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、教職員の週休日の確保の観点から、別の勤務日を週休日に振り替えること。」としている。

　このことについては、６月の校長連絡会で周知したが、今後も教職員の勤務の振替を確実に行うよう各学校に伝えていく。

　教育職員に休日及び週休日に勤務を命じた場合には、休日の場合は、代休日の指定により、週休日の場合は、週休日の振替えにより、また、教育職員以外の職員については、「時間外勤務・休日勤務の手続き等に関する要綱」に基づき、適切に行うよう指導しているところ。

　今後とも、各学校に対し、研修会等のあらゆる機会を通じて周知していく。

第20の項目について

国の第２次補正予算においては、新型コロナウイルス感染症対策の強化にかかる人的体制の整備のための予算が計上された。

　府教育庁では、これらの予算を活用した体制強化について、検討しているところ。

新型コロナウイルス感染症対策の強化にかかる人的体制の整備のための国の補正予算を活用し、本年７月から各支援学校37校１分校に順次「スクールサポートスタッフ」及び「学習支援員（介助員）」の配置をしている。

第21の項目について

　外国語指導員については、国の非常勤職員制度や、府の常勤職員の状況を勘案するとともに、府における他の非常勤職員との均衡を図る観点から、現行の休暇制度としている。

　非常勤職員の賃金・報酬については、これまで、常勤職員に準じた賃金・報酬の改定等、必要に応じて所要の措置・改善を図ってきたところ。

　また、会計年度任用職員制度への移行に伴う勤務労働条件の見直しについては、平成30年度に皆様方と協議させていただいたところ。

　今後とも、勤務労働条件に関わる諸事項については、皆様方と十分に協議を行っていきたい。